金沢市介護職員キャリアアップ支援事業費補助金交付要綱

（令和３年３月19日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護職員の定着及び資質向上を図るため、介護サービス事業者が行う介護職員のキャリアアップの支援に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業者　次に掲げる事業のいずれかを行う法人をいう。

ア　介護保険法（平成９年法律第123号。以下この号において「法」という。）第８条第１項に規定する居宅サービス（同条第４項に規定する訪問看護、同条第５項に規定する訪問リハビリテーション、同条第６項に規定する居宅療養管理指導、同条第12項に規定する福祉用具貸与及び同条第13項に規定する特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ　法第８条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ　法第８条第26項に規定する施設サービスを行う事業

エ　法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス（同条第３項に規定する介護予防訪問看護、同条第４項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第５項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与及び同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ　法第８条の２第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

カ　法第115条の45第１項第１号に規定する第１号事業

(2) キャリアアップ支援　本市の区域内の事業所において介護サービス事業者が、介護職員に対して、より高い職位、職責又は職務内容を担うための資質の向上又は資格の取得を支援することをいう。

(3) 介護職員　本市の区域内の介護サービス事業所に勤務する従業者のうち、施設長及び管理者を除いた従業者をいう。

（補助金の交付）

第３条　補助金は、次の第１号又は第２号のいずれかの要件を満たし、かつ、第３号及び第４号の要件も満たす介護サービス事業者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 市長が別に定める法人等から講師を招へいし、又は当該法人等に委託して介護職員のキャリアアップ支援を目的とした研修事業を実施すること。

(2) 介護職員の資格取得等に関する研修への派遣事業を行うこと。

(3) 補助金の交付を受けようとする年度内に完了すること。

(4) 国、県、市等による助成その他の支援を受けた事業でないこと。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、キャリアアップ支援に要する費用（介護サービス事業者が支出した経費であって、補助事業の遂行に必要な経費として、別表に掲げるものに限る。）の額の２分の１に相当する額以内の額とし、その額は、１事業者あたり100,000円を超えないものとする。

（適用除外）

第５条　市長は、市税を滞納している介護サービス事業者には、補助金を交付しない。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　金沢市新採サポーター制度導入費補助金交付要綱（平成30年3月23日決裁）は、廃止する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 内容等（消費税含む） |
| 報償費 | 講師などに対する謝礼 |
| 負担金 | 資格取得に係る受講料など |
| 消耗品費 | 活動に必要な物品、事務用品など |
| 印刷製本費 | 資料、パンフレット、冊子などの印刷費 |
| 使用料及び賃借料 | 研修会場などの会場の使用料、機器又は物品の借上料 |
| その他 | 上記以外で事業に必要であると市長が認めたもの |